

# 法科大学院制度の現状と小規模法科大学院への期待

宮澤 節生 ● 青山学院大学法務研究科教授

## 1 法科大学院制度の導入

「法曹養成に特化したプロフェッショナル・スクール」とされる法科大学院は、高度職業人の養成に特化した専門職大学院を創設することによってわが国の大学教育の発展を図ろうとする全体的機運と、司法制度改革の人的基盤としての法曹を質的にも量的にも向上させるための教育課程を学問の自由を享受する大学に設置するという発想が相まって、2004年に導入された。大学での法学教育を前提としていなかった旧制度は、法曹の質の確保をもっぱら司法試験の競争性に依存した結果、先進国の中で格段に少ない法曹しか生み出すことができず、しかも司法試験受験準備以外の学問的背景や多様な社会経験を有する法曹を生み出すことが困難であった。その状況を脱却するために、多様な学問的背景や社会経験を有

する学生を大学院レベルに受け入れて実務法曹養成を目指した総合的な法学教育を行うことによって、旧制度とは違う意味での法曹の質を確保し、「2010年ごろに3000人」の新規法曹を生み出すことが閣議決定で目標とされた。これは、司法制度改革が議論された2000年前後の司法試験合格者数の3倍に相当する野心的な目標であった。司法試験と司法試験合格後の司法修習は維持されたが、司法試験という「点」に依存した法曹養成から、法科大学院・司法試験・司法修習を有機的に結合した「プロセス」による法曹養成へと転換し、法科大学院はその「プロセス」の起点かつ中核となることが期待されたのである。

かくして、2004年と2005年に、74の法科大学院が、合計5825人という定員で開設された。

## 2 急速に進行する「負のスパイラル」

法科大学院は、現実には法曹養成プロセスの中核としての地位を獲得することができなかった。法科大学院制度がプロフェッショナル・スクールとして安定的に成長するためには、アメリカの司法試験がそうであるように最低でも50%の単年度合格率が確保されるべきであるが、法科大学院の設置認可を担当した文部科学省と司法試験を担当した法務省の間で調整が行われなかったために、2年制短縮コース（既修者コース）の修了者のみが受験した2006年の第1回新司法試験ですら合格率は48.3%にすぎず、法曹養成プロセスの中核の座は相変わらず司法試験が占めたのである。さらに、3年制標準コース（未修者コース）の修了者が初めて受験した2007年の合格率は40.1%に低下し、合格者数は2008年に2065人に達したあと同水準で推移し、2014年には1810人に低下して、合格率は22.6%という最低水準に達した。合格者数の切り下げは、弁護士供給が過剰だという弁護士界のロビイングが大きな要因となっていると考えられるが、政府も、2015年6月に3000人という目標を放棄し、「1800人より縮小すると

しても1500人程度は輩出されるよう必要な取り組みを進める」というあいまいな目標に後退した。

その結果、法科大学院の魅力は急速に失われ、出願者・入学者の減少という「負のスパイラル」が進行した<sup>1</sup>。2004年には出願者7万2800人、入学者5767人であったのが、2015年には出願者1万370人、入学者2201人へと激減した。

さらに、2011年には法科大学院の地位を決定的に脅かす可能性をもった制度が導入された。法科大学院を修了していない者に司法試験受験を認める予備試験である。予備試験は、法科大学院に入学する経済力がない、通学可能な法科大学院が存在しない、法科大学院で教育を受けるまでもない実務経験を有しているなどの条件を備えた者に対する制度として導入されたが、実際には出願資格に制限がない形で実施された。合格者数は、2011年の116人（合格率1.8%）から2015年の394人（合格率3.8%）へと増加した。しかし、2015年の合格者の39.6%は大学生で、34.8%は法科大学院生であり、公務員・会社員は10.7%、女性は10.2%にすぎない。そして、大学生と法科大学院生は、東京の4つの大学と京都の1つの大学に集中している。

つまり、大都市の有力法学部・有力法科大学院に入学する経済力や地理的条件に恵まれた者が大多数であり、意味のある社会的経験を有すると思われる者はごく少数にすぎず、しかも法曹となる機会の地理的不均衡を悪化させ、女性の進出を後退させるものであって、制度の正当性はまったく存在しない。

しかし、合格率が旧司法試験並みに低く設定されていることの結果として予備試験合格者の新司法試験合格率はどの法科大学院の合格率よりも高くなり、それが予備試験の人気を高め、2015年の出願者は1万2543人となって、法科大学院出願者を超えてしまった。予備試験合格者が500人に達すれば、おそらく有力法学部・有力法科大学院は予備試験準備機関となって、法科大学院制度全体が瓦解するであろう。

### 3 法科大学院制度の成果

ここで確認しておきたいのは、導入後10年ほどの短期間に、法科大学院制度が社会的にも内部的にも多大な成果を挙げたことである。

社会的成果としては、何よりも、旧制度に比べて毎年2倍ほどの新規法曹を生み出すことによって、特に市民

の弁護士アクセスを改善してきた。例えば、1990年から2004年までの14年間に全国の弁護士数は47%しか増加しなかったが、2004年から2014年までの10年間には73%増加した。また、同じ10年間に東京都の弁護士は66%増加したが、滋賀県、島根県、青森県、鳥取県などでは150%以上増加した。つまり、法科大学院が輩出した弁護士は全国の弁護士アクセスを改善しただけではなく、特に弁護士過疎県において大きな貢献をしてきたのである。それにもかかわらず、2014年の弁護士1人当たり人口は、東京都の820人に対して28の県で10倍の820人以上に達しているから、なお多くの法曹を輩出し、特に弁護士過疎地の状況改善を図る必要性は今なお大きい。

他方、内部的成果としては、わが国の法学教育で初めて教育目的が自覚されるようになり、法曹倫理やリーガル・クリニックなど法曹養成機関に固有の教育内容や教育方法が導入されただけではなく、多数の実務法曹が自己の後輩の教育を担うようになり、いわゆる六法を中心とする法解釈論教育の内容と方法も法曹養成という目的を自覚したものへと変化してきた。さらに、法学以外の学問的背景を有する者を制度的に法曹養成プロセスに取

り込むことが可能となり、少数ながら夜間開講を行う法科大学院が開設されて社会人への門戸が拡大し、旧制度では法曹を生み出すことが少なかった地方にも法科大学院が開設されて地域的の不平等が緩和された。

法科大学院教育に取り組んできた大学と教職員は、これらの成果を誇りに思うべきである。

#### 4 法科大学院が負わされている責任

以上の分析を前提とすれば、制度導入時の目的を再び追求するために法科大学院制度を存続させるための根本的方策が、司法試験合格者数の引き上げと予備試験の出願資格制限にあることは明白である。しかし現実には、それらに向けた努力は放棄され、「負のスパイラル」の責任を法科大学院自身に負わせる方策がとられている。法科大学院の定員削減、さらには閉鎖によって、法科大学院修了者と司法試験受験者を削減し、それによって残存法科大学院の司法試験合格率を引き上げる方策である。

この方策は非公式には2009年から文部科学省によってとられてきたが、2013年には、司法試験の累積合格率と未修者合格率に最大の重みを与えた数値的指標による公的支援削減の仕組みとして制度化され、2015

年度から実施された。さらに2015年12月11日には、司法試験合格者数を1500人程度と想定して法科大学院全体の定員規模を2500人程度と想定し、その状況で各法科大学院が各年度の修了者の累積合格率がおおむね7割以上に達することを目指すインセンティブを与え、入学定員15人未満および入学者数10人未満を不利に扱う指標を設定して2017年度予算から実施すると発表した。新たな指標では、累積合格率は0点から18点、未修者合格率と入学定員の充足率は各々0点から8点、入学者選抜における競争倍率はマイナス4点から8点、法学部出身以外の入学者割合または社会人の入学者割合と、同一都道府県内の法科大学院数または夜間開講は各々0点から4点となっている。そして、これらの合計点が12点以下の場合、基礎点がゼロになるのである。

このような展開の中で、すでに30校が学生募集の停止を公表した。国立大学の法科大学院が23校から16校に減少したのに対して、私立大学の法科大学院は49校から26校に減少し、国立大学の1.5倍の減少率を示している。入学定員も減り続けていて、2016年度には2724人に減少すると見込まれている。

## 5 公的支援決定基準の問題点

法科大学院に対する評価基準のひとつとして司法試験合格率に注目することは、不当ではない。法科大学院修了が司法試験出願の基本的条件である以上、大多数が法曹になり得ない状況にもかかわらず入学する学生が不可避免的に発生するが、法科大学院の側が、自校の学生の大多数が法曹になり得ないことを知りながら自己の存続のためにのみ学生受け入れを続けることには、学生に対する消費者保護という視点から批判が可能だからである。

しかし、すでに説明した文部科学省の公的支援決定基準は、合格率の2つの指標に圧倒的に大きな比重を与える一方、法学部以外の出身者と社会人の割合や、同一都道府県内法科大学院数や夜間開講といった、合格率とは異次元の社会的存在意義に関する指標を同一次元上に位置付けて極めて小さな比重に止め、単純に合算するもので、法科大学院制度導入の意図に合致していない。より適切な方法は、合格率に関する指標と法科大学院の社会的存在意義に関する指標の重みは同等として、それらを掛け合わせた得点を算出することである。そうすれば、合格率はやや低くても社会的存在意義において特色のある

法科大学院の得点は高くなり、より妥当な総合的評価が得られるであろう。

## 6 撤退パターンの問題点と小規模法科大学院への期待

現実に現れている法科大学院の撤退パターンは、法曹となる機会の地域的不均衡を拡大する一方、プロフェッショナル・スクールとしての教育方法の発展を阻害するものとなっている。すなわち、学生募集停止を決定した30校のうち12校が、首都圏・中京圏・関西圏など多数の法科大学院が存在する地域ではない地域に位置しており、特に四国では法科大学院が皆無、東北でも1校のみになってしまった。他方、法曹養成に特化したプロフェッショナル・スクールの先端的教育方法であるリーガル・クリニクを実施するための付設法律事務所は、2007年には15校に存在したが、その8校が募集停止に追い込まれている。この傾向が続けば、存続の可能性がもともと高いのは、多数の法科大学院が存在する地域の比較的大規模かつ保守的な法科大学院ということになる。

この傾向は、弁護士過疎地での弁護士アクセス改善という司法制度改革の大きな目的を阻害する可能性を有し



ている。私を中心とする法社会学者グループ「弁護士社会構造研究会」は、2009年に司法修習を修了した弁護士全員に対する郵送調査を2011年1〜2月と2014年1〜3月に実施し、それぞれ29・3%（回答者621人）と19・5%（回答者406人）という回収率を得て、これまでに4本の報告を『青山法務研究論集』に掲載してきた<sup>4</sup>。その中で「東京以外で弁護士10人未満」

の市町村を弁護士過疎地として分析したところ、弁護士過疎地に進出する可能性は、首都圏と関西圏でもっとも合格率が高いグループの法科大学院の出身者にもっとも低かった。他方、2014年調査で回答者の3分の1以上が弁護士過疎地に進出していた法科大学院8校のうち4校は、すでに学生募集停止を決定している。つまり、存続可能性が高い大規模校ほど弁護士過疎地解消に寄与する可能性は低く、存続可能性が低い小規模校ほど弁護士過疎地解消に寄与する可能性が高いのである。

一般市民の利益という視点から見た場合、弁護士アクセスの不均衡こそ解決を要する最大の課題であり、そこに、いまま法曹養成にコミットし続けている小規模法科大学院を存続させるべき意義が存在する。しかも、文部科学省の目標定員2500人に対して入学者実数はす

に2201人まで減少しているから、仮に文部科学省の上記基準が変更されないとしても、定員15人以上かつ入学者10人という水準を維持する限り、現時点で持ちこたえている小規模校の存続可能性は決して絶望的ではない。例えば、相互に通学可能な距離の複数の法科大学院が連合して夜間開講を行えば、上記の評価基準でも加点が得られるであろう。

小規模法科大学院が撤退への大きな圧力を創意工夫ではね返し、現在の苦境を乗り切つて、弁護士アクセスの不均衡是正への貢献や教育内容・教育方法の革新によってその存在意義を示すことを、心から期待したい。

#### ●注

1 拙稿「法科大学院が引き込まれた『負のスパイラル』と臨床法学教育学会の課題」法曹養成と臨床教育第8号（2015年）を参照。

2 文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて」2015年12月11日。

3 2015年12月25日現在。

4 青山学院大学の機関レポジトリ <https://www.aguln.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/> に収録されており、キーワード「宮澤節生」で全文ダウンロードできる。

# 大学生の飲酒問題の現状と課題

## 大学が行う発生子予防と再発防止

稗田 里香 ● 東海大学健康科学部准教授

### 1 大学生の飲酒問題の現状と

#### アルハラ(アルコール・ハラスメント)

「アルハラ」とはアルコール・ハラスメントの略である。イッキ飲み防止連絡協議会(以後、連絡協議会)が、2000年に「飲酒にまつわる人権侵害であり命を奪うこともある」と初めて定義し、具体的な行為として表1の5項目を規定している。

連絡協議会が2010～2014年度に実施した『全国学生アルハラWEBアンケート(有効回答数442件)』によると、1年以内に「アルハラに遭った」「アルハラかどうかはわからないが、場の雰囲気で飲まされたことがある」回答者が、全体の54・3%を占めている。この数字は、キャンペーンに興味のある層からの回答であることを勘案すると、実態はこれをかなり上回るもの

表1 イッキ飲み防止連絡協議会によるアルハラの定義

具体的な行為	内容
①飲酒の強要	上下関係、部の伝統・集団によるはやしたてなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。
②イッキ飲ませ	場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争、罰ゲームなどをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みと同じ。
③酔いつぶし	酔いつぶすことを意図して、飲み会を行うことで、これは傷害行為。 ひどいケースでは吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を用意している場合もある。
④飲めない人への配慮を欠くこと	本人の体質や意向を無視して飲酒を勧める、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱するなど。
⑤酔ったうえでの迷惑行為	酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、騒音や嘔吐、その他のひんしゆく行為。

出典：イッキ飲み防止連絡協議会「もう許さない！飲酒の強要・迷惑行為アルコール・ハラスメント『アルハラ110番』に見る被害の実態と対策」アルコール薬物問題全国市民協会、2000を基に筆者作成。

と想像できる。また「アルハラ」の場に居合わせたことがある」「アルハラかどうかはわからないが、場の雰囲気で飲まされているのを見たことがある」を合計すると68・1%、「アルハラをしたことがある」「アルハラかどうかはわからないが、場の雰囲気ですませたことがある」の合計は17%であった。場所としては「クラブ、サークルなど課外活動の飲み会」、状況は「酔ったうえでの迷惑行為」「イッキ飲ませ・飲めない人への配慮を欠くこと」が多い。「アルハラを断ることができるか」との問いには、33・3%が「断れない」、26・5%が「わからない」と回答し、「自分だけが断って空気を読めないと思われるくない」「周りのみんなも飲むので自分だけが断ることはできない」が理由の上位を占めている。<sup>2)</sup>

このような実態が裏付けるかのごとく、飲酒によって死亡した大学生は、1983～2015年に実に150人に上る。<sup>3)</sup>なぜ、飲酒事故は根絶されないのか。

調査結果によってあぶり出された「飲酒の強要」「断れない場の雰囲気」「空気を読めないとと思われるくない」などの理由から、連綿と引き継がれる「伝統的飲酒儀式」すなわち依存性薬物で致死量をもつアルコールを上級生が下級生に短時間で無理やり飲ませる「イッキ飲ませ」

の問題が浮上する。また、飲酒によってコミュニケーションを円滑に図ろうとする日本の飲酒文化が、いわゆる「ゼミ飲み」などという言葉に象徴されるように、大学という教育現場に深く浸透している実態も無視できないと考える。

## 2 薬物としてのアルコールに関連する

### 問題とは

あらゆる種類のアルコール飲料には、コカイン、大麻、覚醒剤、シンナーなど同様の依存性薬物に分類されるエチルアルコールという薬物が入っている。依存性薬物の中でも、エチルアルコールは依存性が極めて高く、その影響によって発症するアルコール依存症は、「致酔性（中枢神経の抑制作用）」「臓器毒性」「催奇性」や、アディクション（嗜癖、依存）の問題を内包している。また、「緩慢な自殺行為」「進行性の慢性疾患」ともいわれ、未治療の場合は、身体的・精神的・社会的障害とさまざまなアルコール関連問題に直面しながら死に至る可能性が高くなる。アルコール依存症までいかなくても、アルコールの薬理作用として、例えば自殺、ドメスティックバイオレンス（DV）や虐待などにアルコールが介在してい



るというデータもある。

わが国の飲酒問題の現状は深刻である。2013年の厚生労働省の調査では、多量飲酒者が推計で約980万人、何らかのアルコール関連問題を有する者が1039万人、アルコール依存症者と予備軍が294万人、治療が必要なアルコール依存症者が109万人である。アルコール関連死者数は年間約3万4000人、社会的損失は年間4兆円以上、さらに、自死、飲酒運転、DV、犯罪、女性の健康や高齢者の介護の問題にアルコール関連問題が介在していることが明らかとなっている。しかも、貧困、低所得者問題、借金問題、孤独死などの社会問題にアルコール依存症が深く関連していることは、さまざまな報告書によって浮きぼりになっている。ここで、注視すべきは、20歳代前半においてリスクの高い飲酒をしている男女の割合が2008年度には逆転し、若い女性の飲酒が増加していることである。

### 3 なぜ若者の飲酒に注意を払うべきなのか

#### — アルハラ予防と対策

わが国では、飲酒可能年齢を18歳に引き下げることが議論されている。なぜ若者の飲酒に注意を払うべきなの

か。その最大の理由は、健康への影響である。薬物としてのアルコールは、脳の萎縮を促進させる。特に、若者のように発育途上の脳細胞は、より強くアルコールの影響を受けやすい。また、生殖機能の低下やアルコール依存症の発症リスクを高めることについても同様である。近年では、妊婦の大量飲酒によって、出産した子どもに障害が見られる胎児性アルコール症候群などの問題も、若い女性の飲酒が増加しているわが国においては放置できない問題である。このようなことから、飲酒年齢の引き下げに対して、医学者を中心に警鐘を鳴らしている。さらに、米国では過去に飲酒年齢を18歳に引き下げたことによつて若者の飲酒関連事故などが増えたため、多くの州が21歳以上に修正したという事例もあり、社会的リスクを含めて慎重に検討すべき問題であろう。

注意を払うべき重要な問題として、イッキ飲ませに關わる飲酒事故も見逃せない。これまで多くの大学は、学生の自主性を尊重するという立場から、踏み込んだ対策は特にとっていなかった。しかし、2012年に飲酒によつて5人もの大学生が亡くなり、2012年5月に文部科学省から「未成年者の飲酒禁止と強要の防止に係る学生指導の徹底について」の通知が出されたことを受け、

大学の対応に変化が見られるようになった。連絡協議会は、2013年7月に全国の748大学に「学生の飲酒事故防止対策に関する緊急アンケート」を実施し、321校から回答を得て分析した。その結果、大学の「学生の飲酒事故防止対策に関する取り組み」として、例えば学生の飲み会・コンパに関して「未成年を含む場合は飲酒禁止」とした大学が約3割に上った。また、「飲酒事故防止対策書類の事前提出」は約1割だった。注目すべきは、「サークルやゼミなどの飲酒にまつわる伝統（ルール）を調査」に、15大学がチェックを入れたことである。これは、大学として一歩踏み込んだ取り組みと言える。

表2 イッキ飲み防止連絡協議会によるアルハラの予防と対策

予防と対策	内 容
① 防止のための広報・啓発活動	アルハラ防止のための広報・啓発活動ならびに研修の企画および実施。リーフレットやポスター、チラシの作成、学生便覧へのガイドライン掲載、ホームページへの掲載、学内報への掲載、新入生オリエンテーションや講演会、クラブのリーダー研修、教職員研修など、さまざまな機会を通じてアルハラに関する理解を深める。
② アルハラの生じやすい環境の改善および慣行の排除	アルハラの温床となる間違った固定観念や飲めない人への偏見を打破し、正しい認識を普及するよう努める。伝統という名の悪しきアルハラ（組織ぐるみの新人つぶし、イッキ飲ませ、酒席への強制参加など）を排除する。アルコールと体質について知らせるため、パッチテストなどを用いたキャンペーンを行う。
③ 飲み会の主催者・幹事の責任を明確に	アルハラがない飲み会を行う責任がある。アルコール以外の選択肢を用意する。個々の事情を尊重し強制参加としない。未成年者に飲ませることがないよう注意する。「吐く人・つぶれる人の出ない飲み会」にするよう心する。酔いつぶれた人が出た場合は、絶対に一人にせず、救急医療につなげるなど、最後まで責任をもつ。（主催者・幹事に保護責任が生じる）
④ その他、アルハラ防止のために必要な事項の検討	上記の対策を効果的に遂行するために、アルハラ防止対策委員会を設置する。委員には医療保健関係者、飲めない体質の人、およびセクハラ防止担当者を加えることとする。
⑤ 相談体制と訴えへの対応	アルハラに対応するために、学生部、教務部、学生相談室、健康管理センターなどに相談室を設ける。相談にあたっては、匿名による相談を含め、相談者の希望が最大限尊重されるとともに、相談者のプライバシー、名誉、人権および相談内容の秘密は厳格に守ることを約束する。相談員はアルハラおよびアルコール関連問題について十分な知識を有する者とする。訴えが寄せられた場合は速やかに調査し、事態を明らかにしなければならない。部やサークルなどにある伝統的儀式を含む組織ぐるみのアルハラが明白になった場合は、その慣行をやめるよう、責任者に対してアルハラ防止委員会から正式に警告する。従わない場合は、休部など何らかの活動停止処分にする。セクハラがからむ場合は、セクハラ対策担当者と合同で対処する。飲み会において、万が一死亡者が出るなどの重大な被害があった場合は、訴えがなくても、部外者による調査委員会を速やかに組織して事実を明らかにし、被害者・遺族が納得する方法で説明を行うよう最大限に努力をする。また、責任者・関係者に被害者・遺族への誠意ある謝罪と賠償を促すとともに、責任の度合いによって廃部、休部、退学、停学、降格、免職など厳正な処分を科す。

出典：イッキ飲み防止連絡協議会、前掲書、2000を基に筆者作成。

このように、最近では全学教養カリキュラムやガイダンスにアルコール教育プログラムを組み込むなど、自発的、積極的に対策を講じる大学も増えている。

2008年、X大学の2年生が急性アルコール中毒で死亡し、2011年に遺族が起こした訴訟においてアルハラに関する次のような判断が下された。

「被告3年生らがあらかじめ購入し持参した4リットル入りの焼酎ポトルの内容を原液のまま全員で回し飲みする方法でポトル全てを飲み干すよう求めたことは、たとえ物理的な強要がなかったとしても、部の伝統として、事の是非に対する熟慮検討のないまま、先輩である被告3年生らから2年生に対し各個人の体質や意向にかかわらず、心理的に飲まざるを得ない圧力をかけた飲酒の強要であり、アルコール・ハラスメントに当たる。」

さらに、アルハラを行い、適切に救護する義務を怠った不法行為と、組織（大学）に対しては、その発生を防止するために一定の施策を取ることを約束するのが相当であるとの和解条項案が裁判所から提出されたのである。和解ではあるが、司法が初めて「飲酒の強要」、すなわちアルハラを認めた画期的な結果となった。<sup>8</sup>

アルハラは人権侵害と犯罪性があるとする社会的認知

が着実に高まっており、集団の無責任を改め、アルハラの子防と対策を講じることが決して特別ではない時代になってきたと言える。それらの有効な方法として、連絡協議会は表2のような対策を奨励している。

#### 4 もつ一人の被害者への配慮

##### —— 事故発生後の対処方策

「父母の愛かたむけて育みし十九才のいのち何処に（向井赫子）」。

これは、イッキ飲ませでわが子を失った母親が詠んだ歌である。

「大学が学生に厳しい処分」と報道されるたびに、アルコール事故で家族を失った遺族のうかがい知ることのできない苦しみを慮らずにはいられない。被害学生の多くは、1・2年生である。手塩に掛けて育てたわが子が、やっと親の手を離れ自立の扉を開けたとたん、用意されていた「つぶれ部屋」で人知れず息絶え、無言の帰宅となる。中には、入学後、大学の講義をほとんど受けずに亡くなった学生もいる。悲しみのどん底にある家族に、「飲んだのは本人の意志ではないか」といった周囲の無理解が追い打ちをかける。極限状態の中で、「どのようにし

て死に至ったのか真実を知りたい」「死という現実から目をそらさず償ってほしい」「亡くなった我が子をずっと忘れないでほしい」「再発を防止してほしい」と訴える家族の悲痛な叫びに、学生や大学だけではなく社会がどれだけ真摯に耳を傾けているだろうか。

筆者は、数年前、イッキ飲ませで仲間を失った学生や教職員を対象に、表3（次ページ）の通り「償いに向けたアルハラ教育プログラム」を企画・実施した。アルハラや飲酒における犯罪性に関する知識を学び、遺族の苦しみと向き合い、「償い」を行動化し、再発をいかに予防するかについて、学生が主体的に取り組むことができるよう企図した。中でも、実際に飲酒死亡事故の訴訟に携わった弁護士と遺族による講義は、参加者に「償い」の本質的な意味を問い直す貴重な機会を提供することとなった。これに携わって感じたのは、被害者家族は、「事実から目をそらさず、真実を隠蔽することなく、取るべき責任を行動で示す」という、処分や懲罰とは別の次元で「償い」を求めているということである。その願いに応えるには、「学生が集団の無責任を改め、一部だけの荷担であっても全ての責任が生じるとする社会規範と、命に対する価値観やどのような生き方をすべきかという自己規範につい

て理解すること」が重要である。したがって、大学は学生に対し、帰らない過去であるが故に、結果を生涯背負って生きる誠実さの本質を教え、そこから生じる学生の苦悩に寄り添いながら、家族や社会に対して誠意ある行動がとれるよう支援するところに、果たすべき責任があると考ええる。亡くなったわが子が忘れ去られることがないよう、学生一人一人の人生の中で生き続けることを切望している家族と、志半ばで命を絶たれた仲間には恥じないように生きていくこと、それも償いの一つと考える。

## 5 アルコール健康障害対策基本法と 今後の学生の飲酒対策

政府が国民と共にアルコール関連問題に本腰を入れて取り組むために2014年6月に施行されたアルコール健康障害対策基本法（アル法）では、①正しい知識の普及および不適切な飲酒を防止する社会づくり②誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり③医療における質の向上と連携の促進④アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり——この4項を第一次基本計画の骨子（案）として掲げ、具体的な内容の検討が進められている。中でも、「①

表3 「償いに向けた教育プログラム」の内容

回	テーマ	講師	達成目標	内 容
1	薬物としてのアルコール	SW (ソーシャルワーカー)	出来事に使用したアルコールは、飲み物ではなく薬物であることの認識を促すとともに、償いに向けた動機付けを高める。	アルコールが身体に及ぼす影響について説明し、適正飲酒の指導を行う。 被害者遺族の気持ちと加害者の償いについて代弁的に伝える。 (講義、レポート)
2	アルハラ の 犯罪性	弁護士	出来事に対する社会的な責任について認識を促す。	アルハラ裁判など法的支援を行っている弁護士からアルハラに関する法的措置についてその実際を聞き、社会的責任の意識を喚起させる。 (講義、レポート)
3	遺族の 苦しみ	遺 族	命の重みを感じ、仲間の死の意味を遺族の立場になって考える。	アルハラで大学生の息子を奪われた遺族の話を聴き、当事者の苦しみについてリアリティをもって感じることができるような機会を提供する。 (講義、レポート)
4 A	対象喪失	学内講師	大事な人を亡くした場合の一般的な心理プロセスについて理解する。 償いを行動化する。	第3回の遺族の話を踏まえ、被害者、遺族が失ったもの、遺族の苦しみに向き合い、仲間の死によって失ったものを明確化する。グループワークによって、各自が自分自身の事故当時から現在までの心境を振り返る。被害者に対して手紙を書く。 (講義、ワーク)
5 A	償いを行う A-1	学内講師		被害者への手紙を読み合い意見を述べ合う。 (講義、グループワーク、課題：手紙を書き直す)
4 B	組織の健全性について	学内講師	ハラスメントが起こる構造について理解する。組織の在り方、マインドコントロールの償いとして行いたい行動を考えてもらう。	組織の在り方、マインドコントロール、不当な勧誘や組織の密室化の危険性についての説明。 学生らに、事故が起こった場を運営する組織について振り返ってもらい今後について討論する。 (講義、グループワーク)
6 A	償いを行う A-2	学内講師	大事な人を亡くした場合の一般的な心理プロセスについて理解する。 償いを行動化する。	学長らが訪問した時のご遺族の様子について報告する。 2回目の遺族訪問の際、どのように臨むか。渡す手紙の検討。 (グループワーク、課題：遺族を訪ねた後のレポート)
7 A	まとめと 再出発	学内講師	今までのプログラム全体のまとめと、再発防止に向けた具体的取り組みについて検討する。	遺族訪問の感想を述べ合う。 (グループワーク) 他人を援助することを実際に行う。 (実習) 全体の感想と今後について。
5 B	償いを行う B-1	学内講師		事故の起こった場（組織）の在り方について理解し、再発防止について検討する。 (グループワーク)
6 B	償いを行う B-2	学内講師	再発防止に向けた具体的取り組みについて検討する。	再発防止・ハラスメント防止のために、次期組織の長に何を伝達するかについて検討する。 (グループワーク、課題：組織の課題、イベントの在り方の課題)

出典：稗田里香「キャンパスにおける飲酒問題／「償い」に向けた『アルハラ教育プログラム』」  
『日本アルコール関連問題学会誌第12巻』日本アルコール関連問題学会、2010より抜粋。



正しい知識の普及および不適切な飲酒を防止する社会づくり」においては、未成年・妊婦・若い女性への教育・啓発と、アルコール依存症についての正しい知識・理解の啓発が盛り込まれ、取り組むべき喫緊の課題として重点目標に掲げられているのである。<sup>10)</sup>

翻って、若者の飲酒問題に目をつむらずしつかり向き合うことは、わが国が直面するアルコール関連問題の解決に向けて重要な役割を果たすものと考ええる。その鍵を握るのは、大学生の飲酒問題に対する取り組みであろう。飲酒問題を学生だけの問題に留めず、教職員も一体となった社会的な取り組みとして位置付け、実行していくことが強く期待される。

### ●注

- 1 特定非営利法人アルコール薬物問題全国市民協会調査
- 2 ASKウェブサイトを引用 <http://www.ask.or.jp/ikkiahara.html> (2015年12月7日アクセス)
- 3 東京消防庁のデータとイッキ飲み防止連絡協議会のデータより。
- 4 樋口進(研究代表者)『WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究』厚生労働科学研究費補助金、疾病・障害対策研究分野、循環器疾

患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究、2013。

5 アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク(アル法ネット)：<http://alhone.jp/problem.html>、2015年12月7日アクセス)、『簡易版アルコール白書』を参照のこと。

6 内閣府『平成24年版自殺対策白書』2012。

・生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公  
共に関する研究会『生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書』2010。

7 イッキ飲み防止連絡協議会ウェブサイト「亡き息子に、親ができること(遺族の手記)」より抜粋 ([http://www.ask.or.jp/ikkiahara\\_wada3.html](http://www.ask.or.jp/ikkiahara_wada3.html)、2015年12月7日アクセス)

8 イッキ飲み防止サイト「イッキ飲み・アルハラ防止のページ イッキ飲ませで失われた若い命(遺族の手記)」より抜粋(ASK <http://www.ask.or.jp/ikkiahara.html>)  
9 向井赫子「イッキ飲ませで逝った我が子へのうた」『和敬／向井大輔追悼号』和敬塾、1995。( [http://www.ask.or.jp/ikkiahara\\_mukai.html](http://www.ask.or.jp/ikkiahara_mukai.html)、2015年12月7日アクセス)

10 内閣府ウェブサイト参照のこと ([http://www8.cao.go.jp/alcchol/kenko\\_shougai\\_kaiji/index.html](http://www8.cao.go.jp/alcchol/kenko_shougai_kaiji/index.html)、2015年12月7日アクセス)